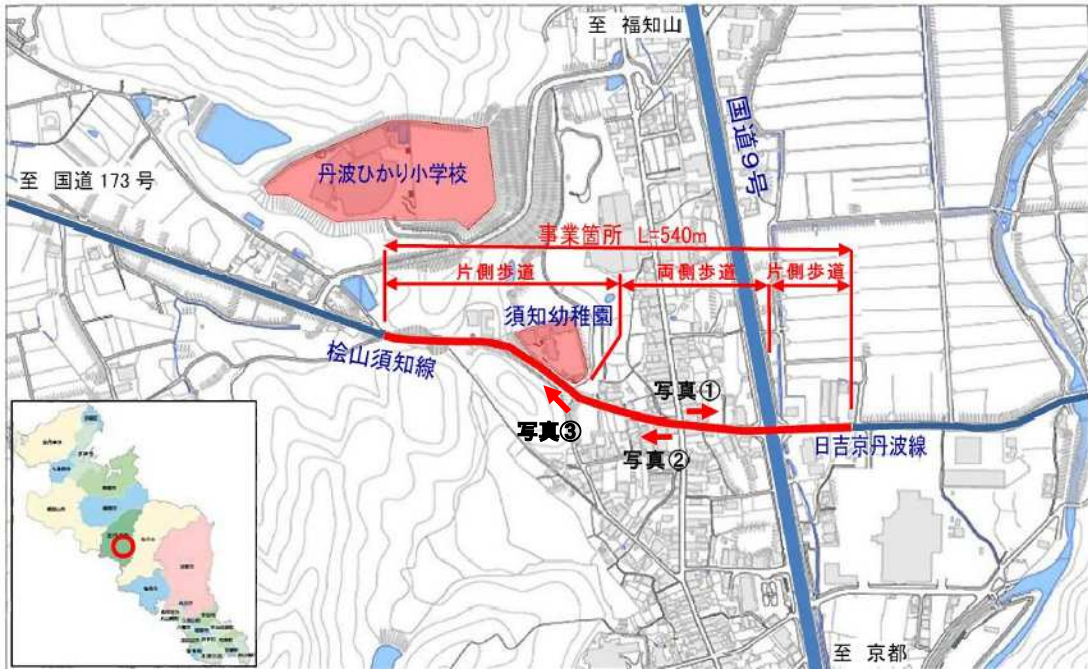


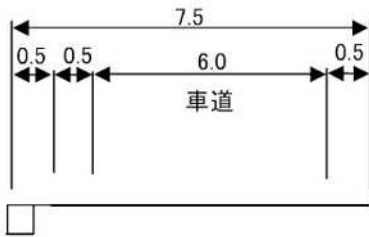
道路事業再評価調書

路線・河川等名	一般府道 ^{ひやましゅうち} 桧山須知線	事業名	防災・安全 交付金事業	補助・単独の別	補助
事業主体	京都府	事業箇所(区間)	ふない きょうたんば しゅうち 船井郡京丹波町須知 地内		
事業概要	路線・河川等概要	一般府道桧山須知線は、京丹波町和田の国道173号から同町須知の国道9号に至る主要な路線である。			
	事業目的	本事業箇所は、丹波ひかり小学校の通学路に指定されているが、当該箇所は歩道が未整備であり、朝夕の通勤・通学時間には当該府道や国道9号を利用する歩行者や車両が交錯し、非常に危険な状況となっているため、「通学路交通安全プログラム」の要対策箇所として位置づけられている。本事業により、歩道の整備及び交差点改良を行うことにより、安全な歩行者の通行を確保するものである。			
	上位計画等	○京都府総合計画 南丹地域振興計画 ○京丹波町通学路等交通安全プログラム			
	整備内容	現況交通量 : 3,112台/日 (R3 センサス) 整備延長 : L=540m 計画幅員 : W=12.5m 2車線、歩道: 両側2.5m (起点側は片側) 事業費 : 約9.0億円			
事業の進捗状況及び今後の見込み	○事業着手: 平成27年 ○令和6年度末までの進捗率: 61% (金額ベース) ○令和6年度末までの用地取得率: 97% (面積ベース) ----- 用地買収は概ね完了し、工事も全線にわたって進んでいることから、事業進捗における問題はない。				
事業の必要性	○現況は、一部幅員の狭い片側歩道があるものの、歩道がない箇所は狭小な路肩を歩行者や自転車が通行しており、安全で円滑な通行ができない状況となっている。 ○丹波ひかり小学校の通学路、須知幼稚園の通園路でもあることから、通学路等交通安全プログラムの要対策箇所に位置付けられており、早期の歩道整備が求められている。				
事業の有効性	○両側歩道の整備により、歩行者や自転車の安全性が向上する。 ○バリアフリー構造の歩道を整備することで、誰もが安心・安全で円滑に移動できる歩行空間が確保できる。 ○道路線形の改良、車道拡幅及び右折レーンの設置により、安全で円滑な自動車交通を確保できる。 以上から、本事業の有効性は変わっていない。				
コスト削減等	○本工事の建設発生土は公共工事間で流用し、他工事を含めた総事業費のコスト削減を図る。 ○二次製品の使用の推進により、コスト削減を図る。				
環境形成・保全	○バリアフリー構造の歩道整備により、歩行者及び自転車の通行環境が改善される。				
総合評価	前回評価以降も、本事業の必要性は高いままであり、有効性も確保できることから、引き続き、事業を継続する必要がある。				

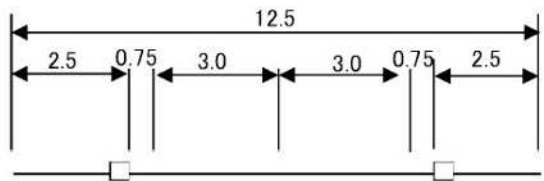
【位置図】



【現況横断図】 (単位:m)



【計画横断図 (両側歩道部)】 (単位:m)



【現況写真】



写真①

写真②



写真③



『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	令和7年3月21日					
		作成部署	建設交通部 道路管理課					
事業名	一般府道 桧山須知線 防災・安全交付金事業		地区名	船井郡京丹波町須知 地内				
概算事業費	約9.0億円		事業期間	平成27年度～				
事業概要	本事業箇所は、歩道の整備及び交差点改良を行うことにより、安全な歩行者の通行を確保するものである。							
目指すべき環境像	両側歩道の整備により、歩行者や自転車の安全性を向上させるとともにバリアフリー構造の歩道とし、誰もが安心・安全で円滑に移動できる歩行空間を確保する。また、のり面には、植生工を実施し、自然環境に配慮する。							
関連する公共事業								
評価項目		施工地の環境特性と目標		環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価			
	主要な評価の視点	選定要否						
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)	○	当該箇所は歩道もなく、幅員狭隘による離合困難な状況であり、交通渋滞に伴うCO ₂ 排出量の低減を図る必要がある。	車道拡幅と歩道整備により、自動車の円滑な交通を確保し、CO ₂ 排出量の低減を図る。	4			
	地形・地質							
	物質循環(土砂移動)							
	野生生物・絶滅危惧種							
	生態系							
	その他							
生活環境	ユニバーサルデザイン	○	当該箇所は、歩道が設置されていないため、安全な歩行空間を確保する必要がある。	バリアフリー構造の歩道を設置し、誰もが安全に通行できる歩行空間を整備する。	5			
	水環境・水循環							
	大気環境							
	土壌・地盤環境							
	騒音・振動	○				事業の実施により、騒音・振動の発生が予測されるため発生を抑制する必要がある。	早朝や夜間の工事を極力避け低振動・低騒音の建設機械を使用する。	4
	廃棄物・リサイクル							
	化学物質・粉じん等							
	電磁波・電波・日照							
その他								
地域個性・文化環境	景観	○	周辺は、自然豊かな景観を有しており、その保全が必要である。	景観に配慮した材料を使用するなど、周辺環境との調和に努める。	3			
	里山の保全							
	地域の文化資産							
	伝統的行祭事							
	地域住民との協働							
	その他							
外部評価								

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善: 5、やや改善: 4、現状維持: 3、やや悪化: 2、悪化: 1)

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
主要な評価の視点		
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系 その他	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
生活環境	ユニバーサルデザイン	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。
	水環境・水循環	・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	大気環境	・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	土壌・地盤環境	・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
	騒音・振動	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
	廃棄物・リサイクル	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
	化学物質・粉じん	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
	電磁波・電波環境・日照 その他	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働 その他	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。